平成２５年４月
農 林 水 産 省

食品関連事業者の皆様へ　　【提出期日は６月３０日まで！】

食品リサイクル法に基づく「定期報告」の提出をお願いします！

（※以下の事業者の皆様は、報告が義務となっています）

報告が必要な事業者

前年度（４月～３月期）の食品廃棄物等の発生量が**法人もしくは個人で１００トン以上**の食品関連事業者（食品の製造、加工、卸売、小売、飲食店業等）です。

報告様式

農林水産省のホームページに掲載している定期報告様式に入力し、報告してください。
【農林水産省HP】http://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syokuhin/s_houkoku/index.html
業種区分が細分化（74区分）された業種については、業種毎に分けて報告が必要となる場合がありますのでご留意下さい。（別紙一覧表をご参照ください。）

（細分化の例）

現　行	新区分
●その他の食料品製造業	でん粉製造業
	めん類製造業
	豆腐・油揚製造業
	あん類製造業
	冷凍調理食品製造業
	そう菜製造業
	すし・弁当・調理パン製造業
	レトルト食品製造業
	他に分類されない食料品製造業

現　行	新区分
●清涼飲料製造業	清涼飲料製造業（茶、ｺｰﾋｰ、果汁など残さが出るものに限る。）
	清涼飲料製造業（その他）
●飲食店	飲食店（食堂・レストラン）
	飲食店（居酒屋等）
	飲食店（喫茶店）
	飲食店（ファ　ストフ　ド店）
	飲食店（その他の飲食店）

報告方法

書面の定期報告書※１ を、本社の所在地を管轄する地方農政局に必要部数※２を送付してください（農林水産省から他省庁へ回付致しますので、地方環境事務所等への提出は不要となります）。

※１：可能であれば入力いただいたエクセルファイルをCD - R等の記録媒体（１部）に保存して同封願います。
※２：農林水産大臣あて１部、環境大臣あて１部、その他事業所管大臣があれば当該大臣あての部数を提出してください。

お問い合せ先

本省・地方農政局等	電話番号	本省・地方農政局等	電話番号
農林水産省 食料産業局 食品産業環境対策室	03-6744-2066 (直通)	東海農政局 経営・事業支援部 事業戦略課	052-201-7271 (内線)2733
北海道農政事務所 農政推進部 経営事業支援課	011-642-5485 (直通)	近畿農政局 経営・事業支援部 事業戦略課	075-451-9161 (内線)2758
東北農政局 経営・事業支援部 事業戦略課	022-263-1111 (内線)4374	中国四国農政局 経営・事業支援部 事業戦略課	086-224-4511 (内線)2717
関東農政局 経営・事業支援部 事業戦略課	048-600-0600 (内線)3882	九州農政局 経営・事業支援部 事業戦略課	096-211-9111 (内線)4392
北陸農政局 経営・事業支援部 事業戦略課	076-263-2161 (内線)3951	沖縄総合事務局 農林水産部 食品・環境課	098-866-1673